関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

［一～二の六　略］

三　法第五十六条第一項に規定する指定に係る受信設備	その受信設備の設置場所
三の二　法第七十条の五の二に規定する無線設備等保守規程の認定、変更の認定、変更の届出及び無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告	その航空機局又は航空機地球局が設置される航空機の定置場の所在地

［四　略］

［二～五　略］

別表第四号の三　変更認定を要しない軽微な変更事項（第四十条の三関係）

一　無線局の免許の番号（登録記号に変更がない場合に限る。）

二　無線設備等の点検その他の保守を行う施設の名称及び所在地（移転を伴わない場合に限る。）

三　無線設備等の点検その他の保守を行う組織の名称（名称以外の変更がない場合に限る。）

四　無線局の基準適合性の確認間隔（第四十条の二に規定する時期の間隔内での変更の場合に限る。）

五　その他総務大臣が別に告示するもの

別表第四号の四　航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書の様式（第40条の４関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書

年　月　日

総務大臣　殿

認定免許人（注１）
都道府県―市区町村コード
郵便番号
住所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名　印
認定の番号（注２）

［一～二の六　同上］

三　法第五十六条第一項に規定する指定に係る受信設備	その受信設備の設置場所

［四　同上］

［二～五　同上］

［新設］

［新設］